

経済産業省における女性の職業選択に資する情報の公表及び  
特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

令和3年9月  
経済産業省

経済産業省では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法21条の規定に基づき、経済産業省における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1. 国家公務員採用試験からの女性の採用割合

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総合職	34.1%	34.1%	37.6%	35.2%	33.7%
一般職(大卒程度)	39.3%	42.3%	39.0%	46.8%	40.0%
一般職(高卒程度)	46.2%	38.5%	38.5%	43.8%	44.4%
合計	37.8%	39.1%	38.5%	42.4%	38.1%

※1 上記は当該年度の4月1日付け採用者の値。

※2 「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験及び大卒程度試験）をいう。

※3 「一般職」とは、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験及び高卒者試験）をいう。

【出典】 内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」

2. 女性職員の在職状況及び登用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在職者における女性の割合	22.3%	22.8%	23.6%	24.5%	25.2%
本省課室長相当職	8.3%	9.1%	9.2%	10.2%	10.1%
国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職	17.1%	17.4%	18.1%	18.4%	19.1%
本省係長相当	30.1%	32.4%	33.7%	34.9%	35.7%

※1 上記は当該年度の7月1日付けの値。

※2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、

専門行政職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員が対象。

※3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表（一）の5級及び6級相当職の職員を、「本省係長相当職」とは同俸給表（一）の3級及び4級相当職の職員をいう。

【出典】 内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

## ≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

### 1. 職員の育児休業の取得状況

#### ・男女別の育児休業取得率

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経済産業省	男性	新規取得者数	4	13	10	19	18
		新たな取得可能者	80	113	87	90	95
		取得率	5.0%	11.5%	11.5%	21.1%	18.9%
	女性	新規取得者数	69	63	56	33	50
		新たな取得可能者	73	65	57	32	50
		取得率	94.5%	96.9%	98.2%	103.1%	100.0%
資源エネルギー庁	男性	新規取得者数	0	0	2	1	3
		新たな取得可能者	13	20	12	9	15
		取得率	0.0%	0.0%	16.7%	11.1%	20.0%
	女性	新規取得者数	1	2	0	2	3
		新たな取得可能者	1	2	0	2	3
		取得率	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%
特許庁	男性	新規取得者数	4	14	17	20	13
		新たな取得可能者	50	49	70	66	51
		取得率	8.0%	28.6%	24.3%	30.3%	25.5%
	女性	新規取得者数	28	26	30	24	22
		新たな取得可能者	28	27	30	24	22
		取得率	100.0%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%
中小企業庁	男性	新規取得者数	0	1	1	2	0
		新たな取得可能者	4	7	6	12	2
		取得率	0.0%	14.3%	16.7%	16.7%	0.0%
	女性	新規取得者数	0	1	0	0	1
		新たな取得可能者	0	1	0	0	1
		取得率	0.0%	100.0%	-	-	100.0%

#### ・男女別の育児休業取得期間の分布状況（令和元年度）

育児休業の取得期間 （令和元年度）	男性	女性
1月以下	67.0%	0.0%
1月超3月以下	33.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	5.8%
6月超9月以下	0.0%	9.6%
9月超12月以下	0.0%	17.3%
12月超24月以下	0.0%	32.7%
24月超	0.0%	34.6%

※1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

※2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は同年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した女性職員（産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。）をいう。

※3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（過去3年以内に取得可能となった職員数を含む。）」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

【出典】 人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査の結果について」

## 2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

### ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経済産業省	子が生まれた職員数	80	113	87	90	95
	配偶者休暇使用者(使用率)	51(63.8%)	71(62.8%)	79(90.8%)	78(86.7%)	91(95.8%)
	育児参加休暇使用者(使用率)	29(36.3%)	53(46.9%)	72(82.8%)	81(90.0%)	92(96.8%)
	5日以上休暇取得者(使用率)	-	-	63(72.4)	72(80.0%)	86(90.5%)
資源エネルギー庁	子が生まれた職員数	13	20	12	9	15
	配偶者休暇使用者(使用率)	11(84.6%)	15(75.0%)	12(100.0%)	7(77.8%)	14(93.3%)
	育児参加休暇使用者(使用率)	7(53.8%)	9(45.0%)	12(100.0%)	7(77.8%)	15(100.0%)
	5日以上休暇取得者(使用率)	-	-	7(58.3%)	3(33.3%)	12(80%)
特許庁	子が生まれた職員数	50	49	70	66	51
	配偶者休暇使用者(使用率)	45(90.0%)	38(77.6%)	58(82.9%)	59(89.4%)	47(92.2%)
	育児参加休暇使用者(使用率)	28(56.0%)	27(55.1%)	61(87.1%)	59(89.4%)	47(92.2%)
	5日以上休暇取得者(使用率)	-	-	48(68.6%)	49(74.2%)	44(86.3%)
中小企業庁	子が生まれた職員数	4	7	6	12	2
	配偶者休暇使用者(使用率)	2(50.0%)	7(100.0%)	3(50.0%)	10(83.3%)	2(100%)
	育児参加休暇使用者(使用率)	1(25.0%)	5(71.4%)	3(50.0%)	7(58.3%)	2(100%)
	5日以上休暇取得者(使用率)	-	-	2(33.3%)	4(33.3%)	2(100%)

### ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況（令和元年度）

	取得率	合計取得日数
男性職員の配偶者出産休暇 ※上限2日	95.5%	1.79日
男性職員の育児参加のための休暇 ※上限5日	97.3%	4.14日
合計5日以上取得率	89.3%	

【出典】 人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査の結果について」